

令和8年度第1回 中津市部活動地域展開検討委員会

日時：令和8年7月13日（月） 14：00～
場所：中津市役所本庁3階 大会議室

○議題

1 部活動地域展開における国・県の検討状況

2 中津市における部活動地域展開の方針

3 質疑応答・意見交換

○議題

1 部活動地域展開における国・県の検討状況

2 中津市における部活動地域展開の方針

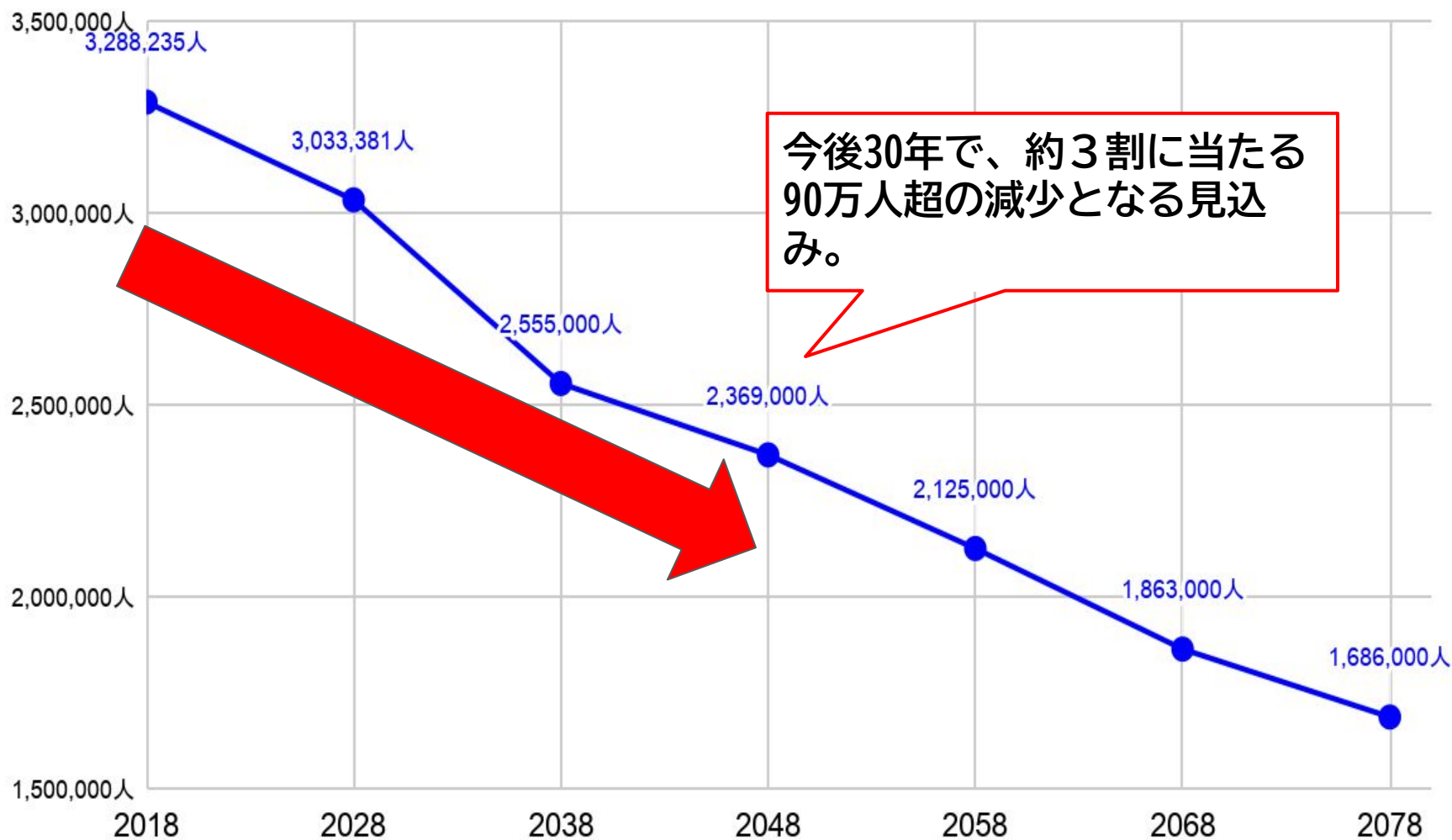
3 質疑応答・意見交換

国が部活動改革により 「学校部活動の地域展開」を進める理由

① 少子化が進展し、中学生の人数も減少する中では、学校部活動を今までと同じく学校ごとで実施することが難しく、このままではこどもたちがスポーツ・文化芸術活動に触れる機会が失われてしまうおそれがあること。

② 中学校の教職員が部活動に関わる時間が増加してきており、「学校の働き方改革」を進めるためには、教職員以外の多様な関係者の協力が必要となること。

中学生世代の今後の人口動向の推計(全国)



※スポーツ庁：運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（参考資料）【令和4年6月】から抜粋。

○少子化による生徒数の減少と、それに伴う学校数の減少・学校規模の縮小により、現状のままの学校部活動の維持は困難となる。

教師の部活動に係る勤務状況（中学校）

- 中学校教諭が土日に部活動・クラブ活動に関わる時間は、10年前に比べて約2倍で負担がより増加。

中学校教諭の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）の内訳

	平 日			休 日		
	平成18年度	平成28年度	増減	平成18年度	平成28年度	増減
全 体	11:00	11:32	+0:32	1:33	3:22	+1:49
a 朝の業務	0:34	0:37	+0:03	0:00	0:01	+0:01
b 授業	3:11	3:26	+0:15	0:00	0:03	+0:03
c 授業準備	1:11	1:26	+0:15	0:05	0:13	+0:08
d 学習指導	0:05	0:09	+0:04	0:00	0:01	+0:01
e 成績処理	0:25	0:38	+0:13	0:03	0:13	+0:10
f 生徒指導（集団）	1:06	1:02	-0:04	0:00	0:01	+0:01
g 生徒指導（個別）	0:22	0:18	-0:04	0:00	0:01	+0:01
h 部活動・クラブ活動	0:34	0:41	+0:07	1:06	2:09	+1:03
i 児童会・生徒会指導	0:06	0:06	±0:00	0:00	0:00	±0:00
j 学校行事	0:53	0:27	-0:26	0:02	0:11	+0:09
k 学年・学級経営	0:27	0:37	+0:10	0:01	0:04	+0:03
l 学校経営	0:18	0:21	+0:03	0:01	0:03	+0:02
m 会議・打合せ	0:29	0:25	-0:04	0:00	0:00	±0:00
n 事務・報告書作成	0:19	0:19	±0:00	0:02	0:02	±0:00
o 校内研修	0:04	0:06	+0:02	0:00	0:00	±0:00
p 保護者・PTA対応	0:10	0:10	±0:00	0:02	0:03	+0:01
q 地域対応	0:01	0:01	±0:00	0:01	0:01	±0:00
r 行政・関係団体対応	0:01	0:01	±0:00	0:00	0:00	±0:00
s 校務としての研修	0:11	0:12	+0:01	0:00	0:01	+0:01
t 会議・打合せ（校外）	0:08	0:07	-0:01	0:00	0:01	+0:01
u その他の校務	0:17	0:09	-0:08	0:03	0:04	+0:01

※勤務時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

※平成18年度は、第5期（H18.10.23～11.19）の集計結果と比較。平成18年度は、「週休日」のデータと比較。

※「教諭」について、平成28年度調査では、主幹教諭・指導教諭を含む。（主幹教諭・指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。）
（出典）文部科学省初等中等教育局「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（確定値）」を基にスポーツ庁において作成

※スポーツ庁：運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（参考資料）【令和4年6月】から抜粋。

○中学校教職員が部活動に関わる時間は増加してきており、特に休日についてはH18からH28までの10年で2倍になっている。

→教職員の働き方改革のためには、部活動の在り方の見直しが必要。

部活動地域展開に関する国の動向

平成30年（2018年）

運動部活動の在り方
に関する総合的なガ
イドライン
【スポーツ庁】

文化部活動の在り方
に関する総合的なガ
イドライン
【文化庁】

令和4年（2022年）

学校部活動及び新た
な地域クラブ活動の
在り方等に関する総
合的なガイドライン

【スポーツ庁・
文化庁】

令和7年（2025年）

部活動改革及び地域
クラブ活動の推進等
に関する総合的なガ
イドライン

～子供たちのスポー
ツ・文化芸術活動の
充実に向けて～

【文部科学省】

国・県における最新の状況

①国（文部科学省）

○令和7年12月26日

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定

➤令和8年度から部活動の「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、国の考え方やスケジュールの提示

②大分県（教育庁体育保健課・文化課）

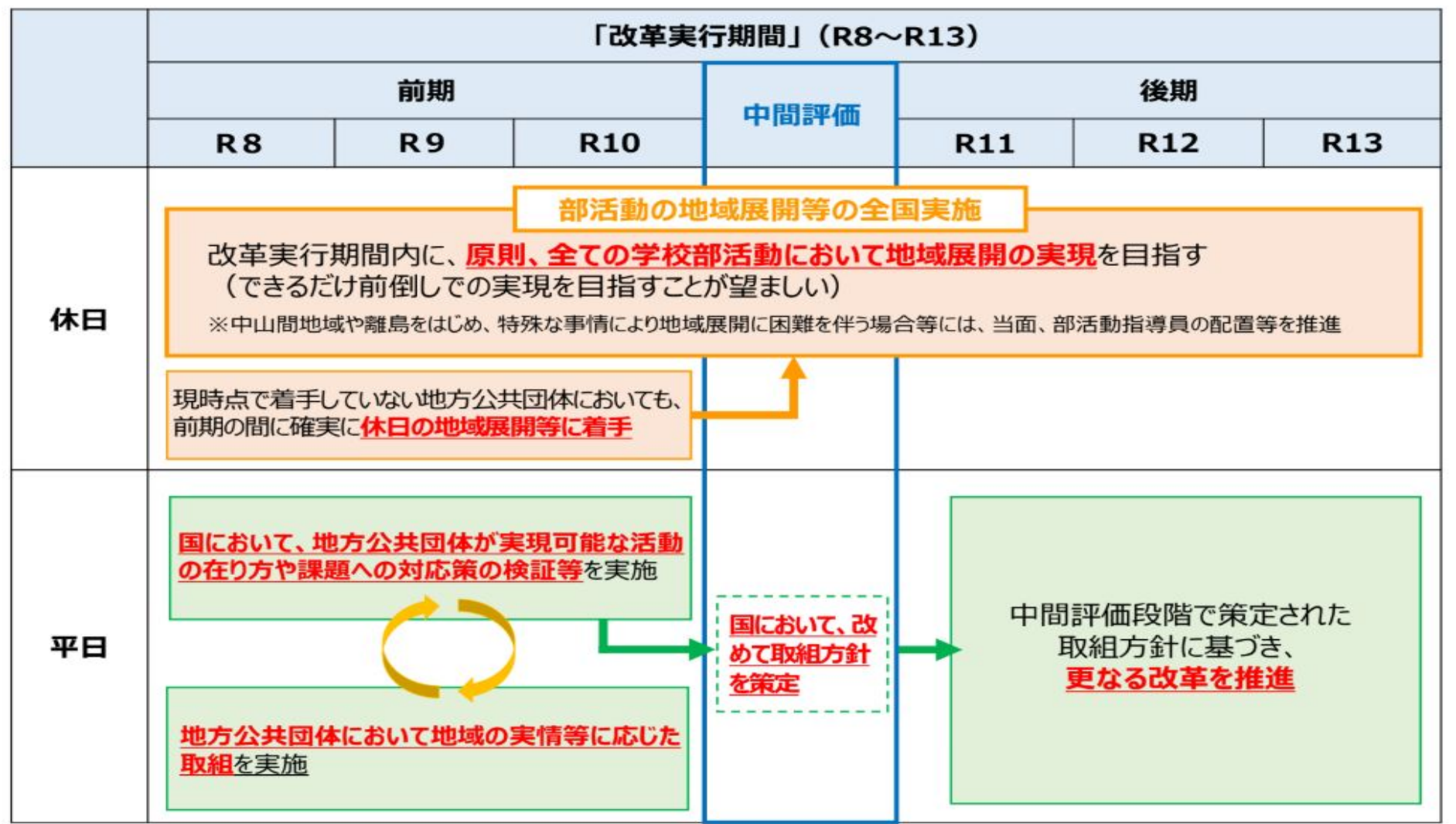
○令和8年3月26日

①の国ガイドラインを踏まえ、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する大分県の方針」の策定

➤基本的な考え方やスケジュールは国のガイドラインに則りつつ、地域クラブ活動の休日における活動時間の考え方を一部緩和（※）。

※週当たりの活動時間が11時間程度の範囲に収まり、かつ週2日以上以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日連続して活動を行うことも可能とするなど

国ガイドライン等で示された、部活動の「改革実行期間」 (R 8～R13) におけるスケジュール



※「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月：文部科学省策定）」中の、別冊資料②部活動の地域展開等に関する参考資料から抜粋。

国ガイドライン等で示された改革期間・取組方針

【休日】

●改革実行期間（R 8～R13）内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。

●現時点で着手していない地方公共団体においても、改革実行期間前期（～R10）の間に確実に休日の地域展開等に着手。

※中山間地域や離島をはじめ、特殊事情により地域展開に困難を伴う場合は、当面、部活動指導員の配置等を推進（「地域展開」ではなく、「地域連携」の推進）。

【平日】

●まずは国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行う。

→R10年～R11年をめどに行われる「中間評価」の段階で、改めて国が取組方針を策定し、更なる改革を推進。

●国の中間評価までの間、地方公共団体においては、地域の実情等に応じた取組を実施。

部活動の「地域展開」と「地域連携」の違い

「地域展開」	生徒のスポーツ・文化芸術活動を、「学校部活動」から<u>「地域クラブ活動」に展開（※）</u>すること ※学校主体で運営されてきたスポーツ・文化芸術活動を、学校外に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域も含めた様々な主体で支えることにより、新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を目指すもの。 ※学校は各種活動と無関係となるのではなく、活動における学校施設の活用や、クラブ活動での指導等を希望する教職員の兼職兼業、各種情報共有などを行うなど、学校は地域の一部として関わりを持つことが必要。
「地域連携」	学校部活動において、部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること →地域展開が困難な場合や、地域展開前の学校部活動において、教職員の負担軽減を図りつつ生徒の活動機会確保のための取組を行うもの。

「学校部活動」と、地域展開後の「地域クラブ活動」のイメージ

学校部活動

位置付け：学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教職員
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

学校部活動の地域連携

部活動指導員等の適切な配置や合同部活動の導入により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教職員
参加者	当該校、関係校の生徒
場所	当該校、関係校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

地域展開

地域クラブ活動

位置付け：学校も関わりを持ちつつ、学校以外の多様な主体が実施するスポーツ・文化芸術活動

運営団体・実施主体	①地方公共団体 ②多様な組織・団体 （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部等）
指導者	地域の指導者（希望する教職員が兼業兼職により指導者となることも可）
参加者	地域の生徒（他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な参加費、保険料、用具等の実費
補償	各種保険 等

○議題

1 部活動地域展開における国・県の検討状況

2 中津市における部活動地域展開の方針

3 質疑応答・意見交換

第1回検討委員会で審議いただきたい内容

①中津市における今後の部活動地域展開の方針について

➤「休日のみ」を先行展開するのではなく、「休日と平日を並行して地域展開」を進める方針として良いか。

②今後の検討委員会開催スケジュールについて

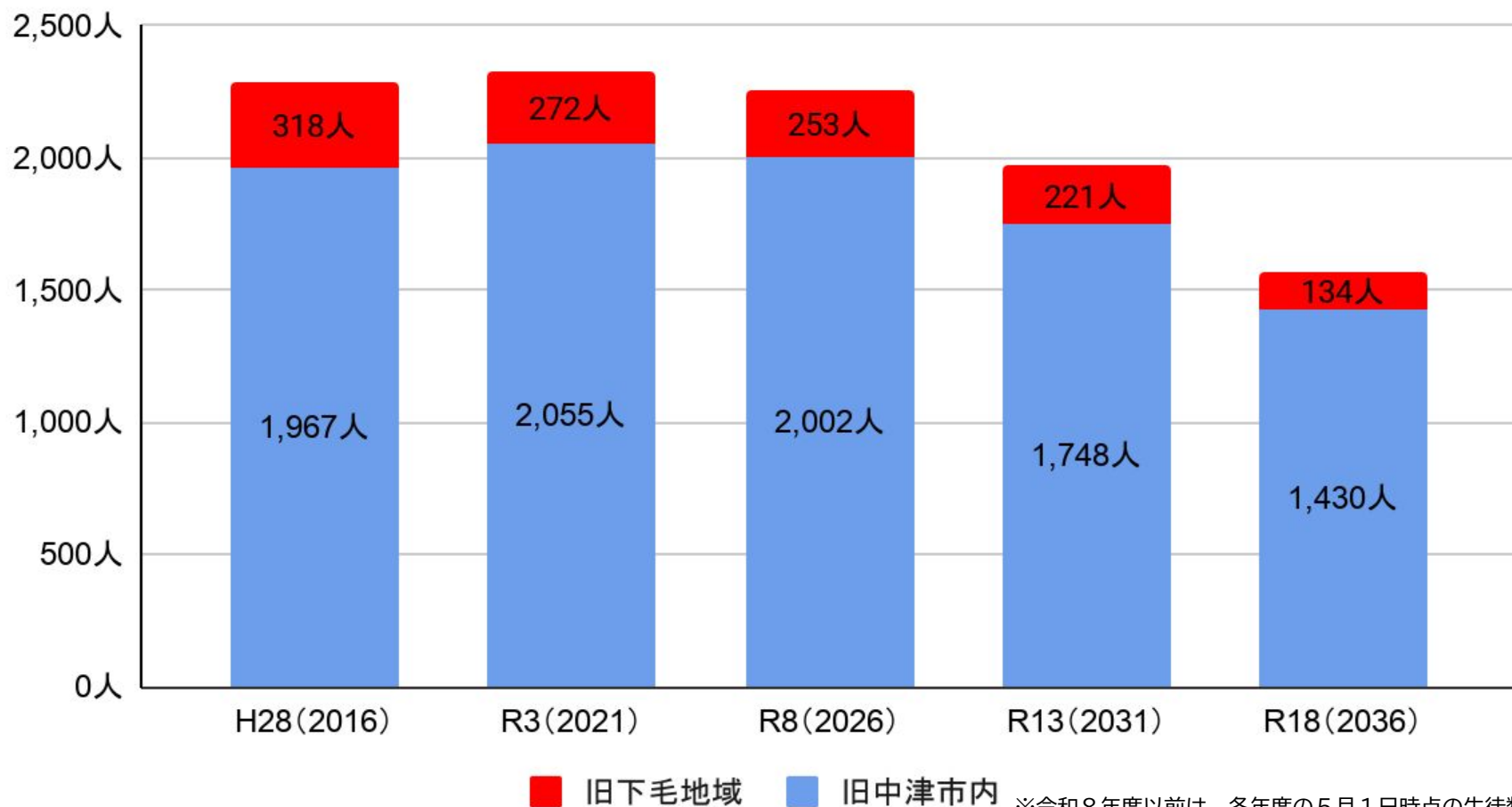
➤令和9年度からの部活動地域展開の本格的な着手に向けた準備のため、年4～6回の頻度で開催することとして良いか。

中津市における 「学校部活動」を取り巻く現状

①旧中津市内については、現時点で中学校生徒数に大きな減少は見られないものの、少子化の進展により、5年後～10年後にかけて減少のペースが進むおそれがある。

②旧下毛地域（三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国）については、すでに中学校生徒数の減少が始まっており、一部地域では一学年10人未満となるなど、部活動の維持が困難な状況となっている。

中津市立中学校における生徒数の推移と今後の見込み(5年ごと)

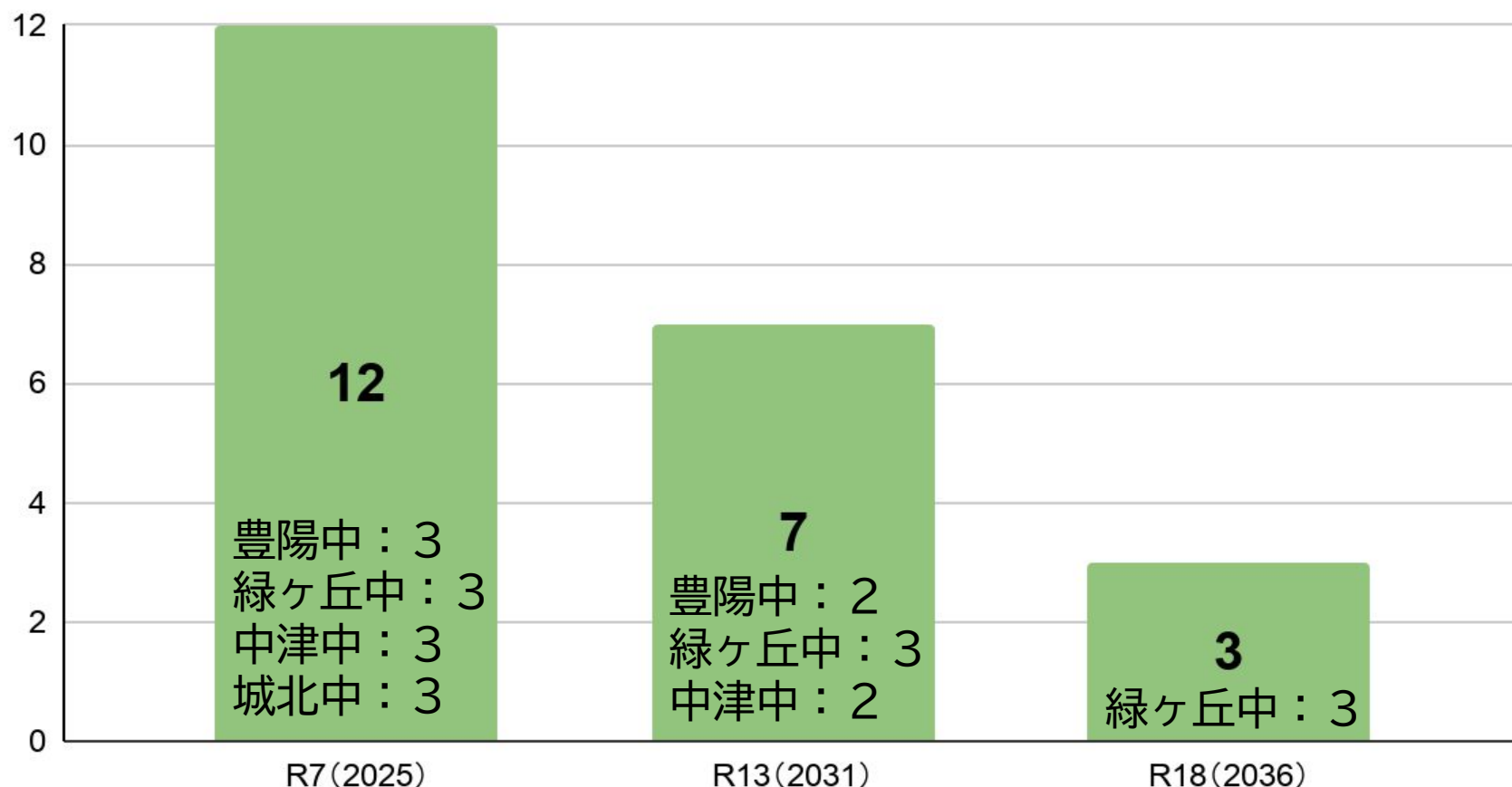


※令和8年度以前は、各年度の5月1日時点の生徒数。
 ※令和13年度以降は、出生数等から推計値を算出。

○旧市内：令和8年度までは横ばいとなっているが、少子化の影響に伴い、今後は減少すると予測される。（10年後には、現在と比較して約29%の減少）

○旧下毛地域：既に減少に転じており、10年後には現在の半数にまで減少。

中津市立中学校のうち、1学年あたり100人以上の学年数

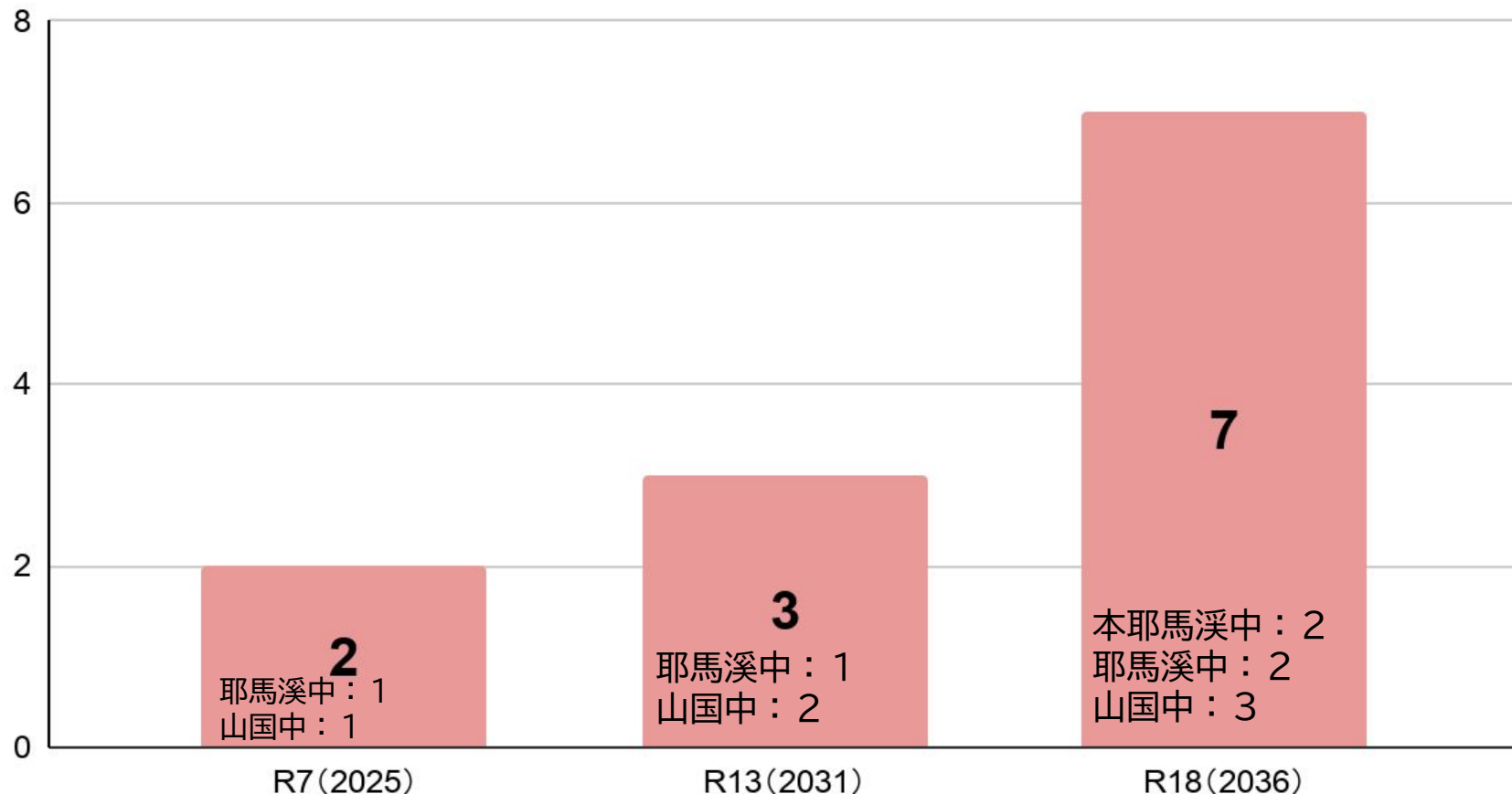


※令和7年度は、5月1日時点の生徒数・学年数。令和13年度以降は、出生数等から生徒数・学年数の推計値を算出。

○令和7年度は、豊陽中・緑ヶ丘中・中津中・城北中の4校はいずれの学年も100人以上の生徒が在籍。

○生徒数の減少に伴い、10年後の令和18年度には、緑ヶ丘中以外では生徒数100人以上の学年が存在しなくなるものと予測される。

旧下毛地域の中津市立中学校で、1学年あたり10人未満の学年数



※令和7年度は、5月1日時点の生徒数・学年数。令和13年度以降は、出生数等から生徒数・学年数の推計値を算出。

- 旧下毛地域の中学校12学年（4校×3学年）のうち、1学年10人未満の学年は、10年後には7にまで増加する見込み（生徒数も約半分にまで減少）。
- これらの各学校単独で部活動を維持することは、実質的に困難となり、団体種目については実施自体が不可能となる。

中津市における部活動地域展開の方針（案）

①市町村によって、進め方のパターンは異なる。
（「休日のみ先行展開」か、「休日・平日を並行して展開」か）

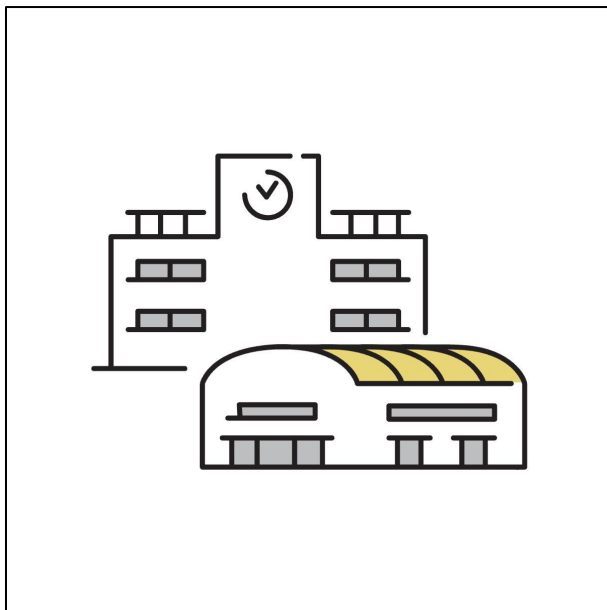
→中津市は、休日と平日を並行して地域展開

→令和13年度（2031年度）までに地域展開を完了できるように、準備が整った種目・団体から展開を進める

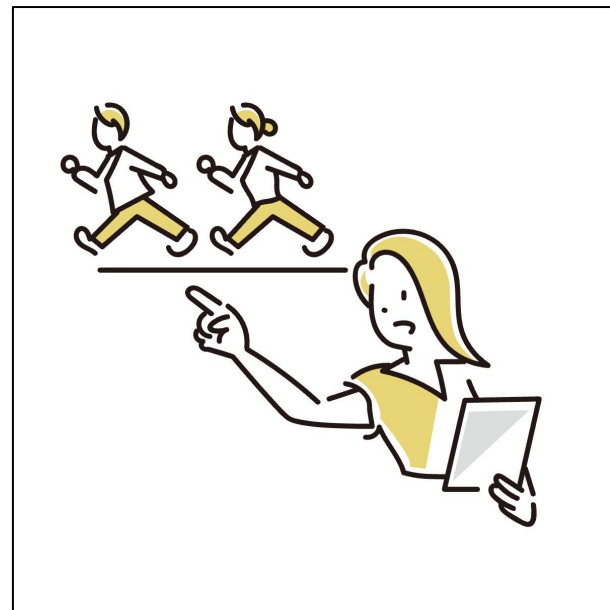
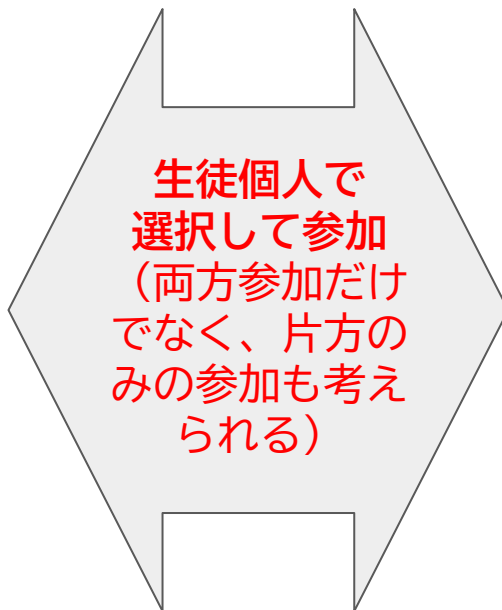
②中津市が目指す部活動の地域展開としては、「学校単位での活動の移行」にととまらず、地域で行われる様々なスポーツ・文化芸術等の活動に、中学生を含むこどもたちがニーズに応じて参加できる仕組みづくりを目指す → 「なかつ未来創造プロジェクト」

「休日のみ先行」して地域展開を進めようとする場合に考えられること

➤ 同じ種目を実施するのに、平日と休日で管理体制や指導者が異なる状況が考えられる。



平日：学校部活動



休日：地域クラブ活動

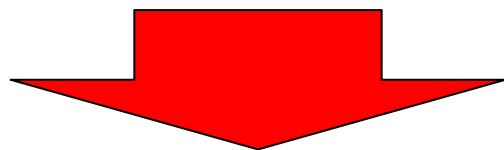
○懸念点

➤ 双方における指導方針の相違の発生

➤ 実施体制の相違により、責任所在が曖昧になるおそれ → 参加者の不安の助長

➤ 将来的に平日の活動も地域展開が必要となった場合の、統一を図ることの困難性

○以上の懸念点を踏まえ、中津市は、休日と平日を並行して地域展開を進める方針



【この方針とする主な理由】

- 休日・平日の双方における指導の一貫性の確保
- 参加者等の安心感の確保
- 平日の活動についても、今後の国の動向に合わせ柔軟に対応できる推進体制の構築

方針（案）②の【地域で行われる様々なスポーツ・文化芸術等の活動に、中学生を含むこどもたちがニーズに応じて参加できる仕組みづくり】について

○部活動に代表される「中学校区単位での活動」「中学生のみの活動」の枠組みだけで地域展開を進めていくと、中学校生徒数の減少が進む中ではいずれ持続不可能となるおそれ大きい。

→将来を見据え、世代を問わない既存の活動や、部活動では体験できない様々な活動に、中学生をはじめとしたこどもたちが参加できる仕組みを作っていくことも必要。



**部活動地域展開に係る
「なかつ未来創造プロジェクト」として実施**

「なかつ未来創造プロジェクト」の取組について

○令和7年9月～10月にかけて、中津市内の小学校4年生～中学校3年生を対象に、部活動地域展開に関するアンケートを実施。

Q1 部活動に参加する目的は？

小学生 2007人、中学生 1944人、中学校教職員 145人が回答

	小学生	中学生	中学校教職員
大会やコンクールで良い成績を収める	23%	21%	29%
目標に向かって、やり抜く力を身につける	28%	22%	77%
礼儀やマナーを身につける	6%	8%	80%
仲の良い友達と一緒に活動できる	43%	45%	33%
楽しめる	37%	49%	35%

→ こどもたちは「仲の良い友達と一緒に楽しく活動をしたい」という思いが強く、一方で中学校教職員は「やり抜く力、礼儀・マナーを身につける」という育成への強い思いがあります。

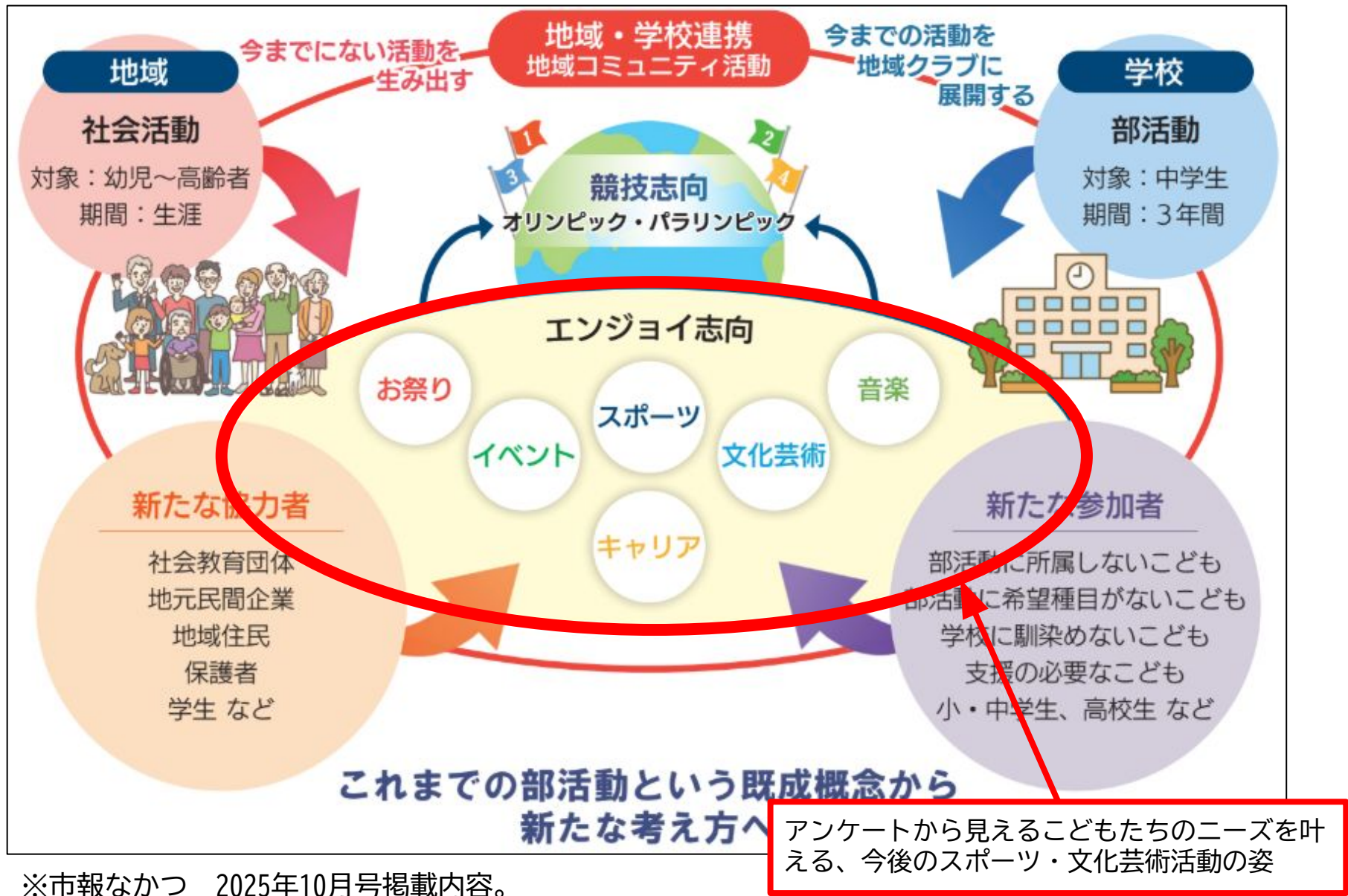
※市報なかつ 2026年2月号掲載内容。

○小中学生が部活動に求める目的として、次の選択肢を選んだ割合が高い。

- ・ 仲の良い友達と一緒に活動したい
- ・ 楽しみたい

→技術の向上や勝利のみを目指すのではなく、「友好的人間関係をつくりながら、活動を楽しむ」ことが、こどもたちが求めるニーズとなっている。

「なかつ未来創造プロジェクト」の取組イメージ



※市報なかつ 2025年10月号掲載内容。

「なかつ未来創造プロジェクト」の取組イメージ

「地域クラブ活動」3つの目的

自分のモチベーションに合った活動が選択できるよう、3つの活動目的と既存団体の立ち位置を比較する。

エンジョイクラブ



- ・勝敗や順位にこだわらない
- ・活動を楽しむことを重視

スキルアップクラブ



- ・楽しみつつ学ぶ
- ・上達と個々の成長を重視

チャンピオンクラブ



- ・もっと上達したい
- ・頂点へ至ることを重視

既存活動団体の
立ち位置

学校部活動(3つの活動が混在)

スポーツ少年団

民間クラブ

現状、**エンジョイクラブの受け皿**は少なく、活動の多様性が不足している。

○こどもたちのニーズに応えられる、「エンジョイ志向」の活動の充実を目指す。

「なかつ未来創造プロジェクト」の取組イメージ

これまでの部活動という既成概念から新たな考え方へ

学校教育の一環としての部活動を、地域全体で多様な価値観を共有しながら展開する活動へとアップデートします。

スキルアップ志向

個人の可能性を広げる

特定の技術レベル向上を目指し、自己の成長を実感しながら個人の可能性を追求する活動



上達と成長のプロセス

目標設定と達成を通じて、自信を育み、更なる高みへのステップアップを目指す



エンジョイ志向(最優先・最大)

分野を超えた「楽しむ」活動

お祭り、スポーツ、音楽、文化、芸術、キャリアなど多岐にわたる活動を、生涯を通じて楽しめる



すべての市民が参加できる多様な場

幼児から高齢者、障がいのある方や支援が必要な子どもなども含めたすべての人に参加の機会



地域全体で活動を支える例

地域住民だけでなく、社会教育団体、地元民間企業、保護者、学生などが協力しあい、活動をバックアップ



チャンピオン志向

その道の頂点を目指す

オリンピック・パラリンピック、プロスポーツなど、各分野における頂点(チャンピオン)を目指す



充実を目指す、こどもたちがスポーツ・文化芸術に触れる活動の姿

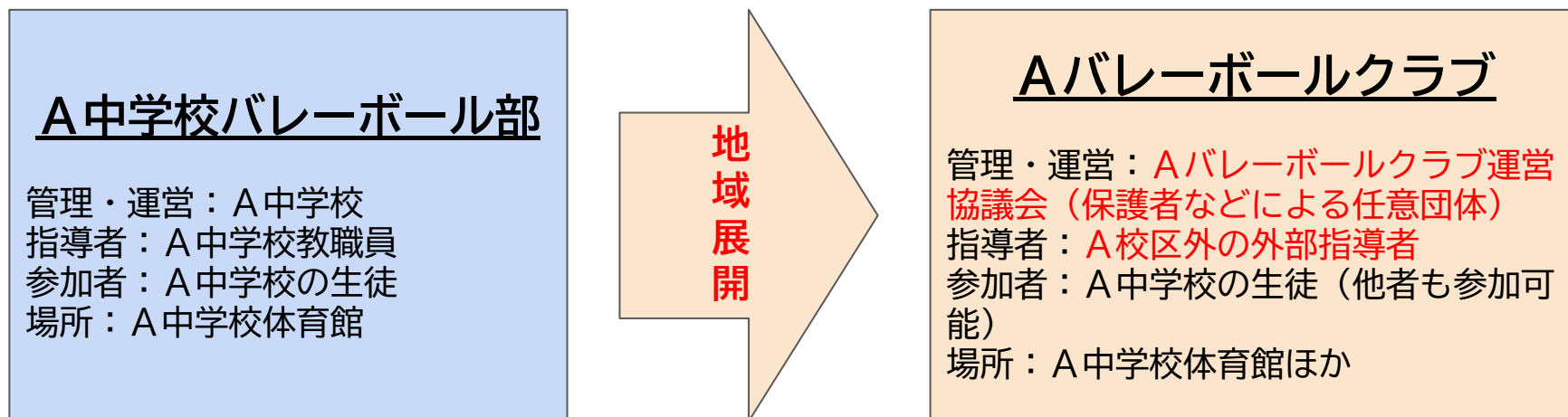
○これらの方針を踏まえ、部活動地域展開を進めるにあたっての留意事項

1. 地域展開後の地域クラブ活動の管理・運営体制は、活動ごとに多様な形態が考えられる。

2. 活動内容の質を担保するため、市が「地域クラブ活動」に認定するための要件設定が必要。

1. 地域展開後の地域クラブ活動の管理・運営体制は、活動ごとに多様な形態が考えられる。

例1：規模は単独校の部活動のまま、保護者や地域などにより構成される任意団体が管理・運営するケース

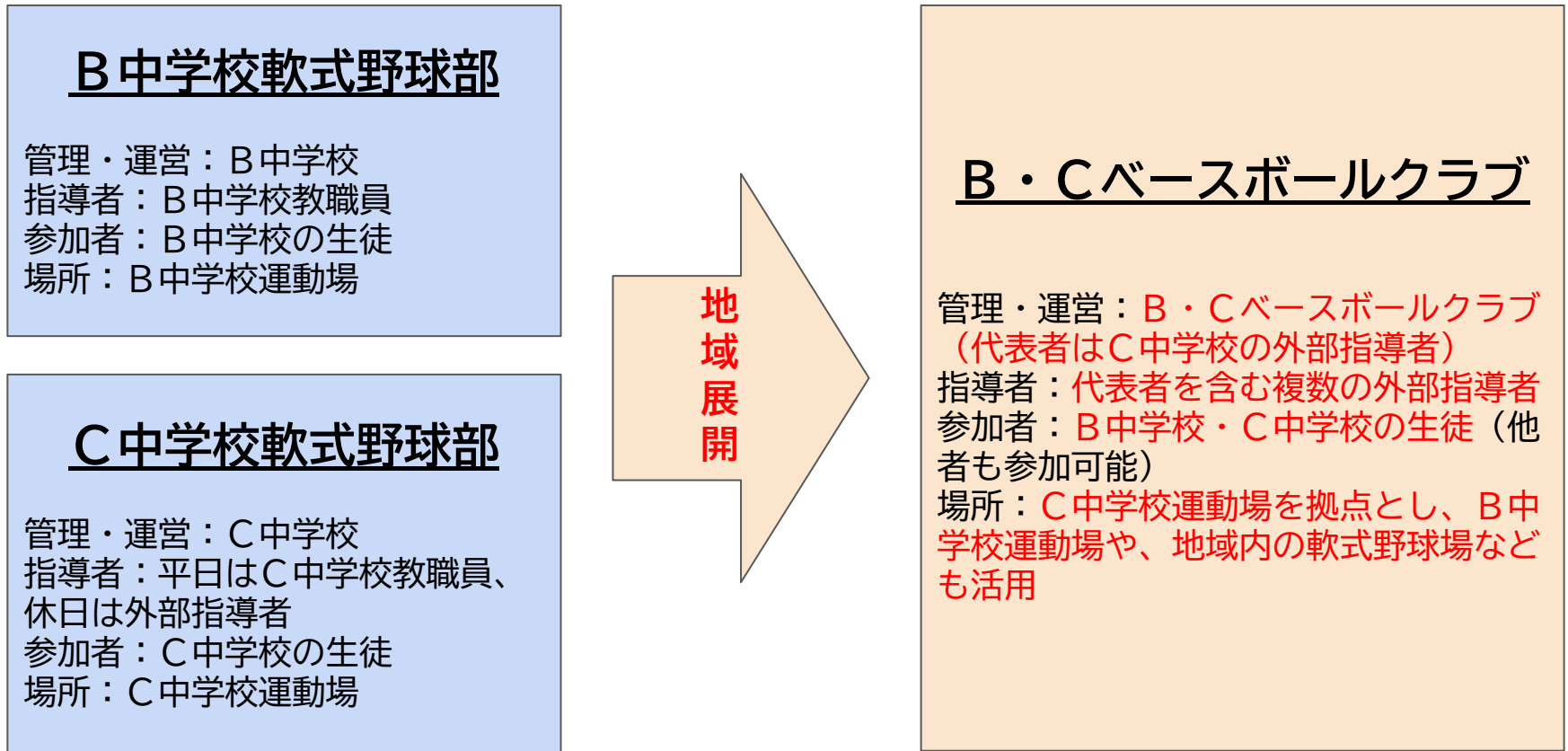


○既存の部活動の形を大きく変えずに「地域クラブ活動」に展開する形であるため、展開後の姿がイメージしやすい

△将来的に生徒数が減少し続けたときに、活動を維持できなくなるおそれ大きい

△参加生徒の卒業による保護者の代替わりが発生し、管理・運営側が知識不足や担い手不足になるおそれあり

例2：複数校の部活動を合同化し、指導者を代表とする団体が管理・運営するケース



○既存の部活動の形をベースとしたまま、生徒数の減少による活動の縮小化に対応可能であり、活動の将来的な持続が期待できる

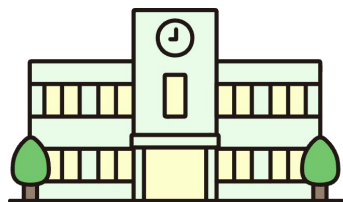
△活動規模に対して、十分な指導者を確保できなくなるおそれあり

△代表者兼指導者の負担が増加することによる、管理機能不全となるおそれあり

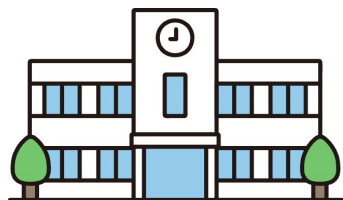
例3：学校部活動以外の既存の各種活動に、希望する中学生が参加するケース

中津市が目指す地域展開後の姿

D中学校



E 中学校



各自の希望で、
活動に参加
(いつどこに参
加するかは、
個々人で選択)

○既存の各種活動（要件を満たせば、地域クラブ活動の認定を受けることも可）

中津Dバドミントンクラブ

管理・運営：中津バドミントンクラブ
(代表者は、参加者のうち1名)

指導者：代表者に指導者資格あり

参加者：中津市民（参加費を支払うことで、誰でも参加可能）

場所：中津市立D体育館のほか、曜日によっては市外体育館なども利用

中津E英会話教室

管理・運営：中津英会話教室（代表者は、英会話教室講師）

指導者：指導者なし（講師のみ）

参加者：中津市民（参加費を支払うことで、誰でも参加可能）

場所：E 公民館

例3（中津市が目指す地域展開後の姿）におけるメリットや、今後の課題点

○メリット

- 参加する各種活動は、既に実施・運営されているものであるため、生徒の保護者や学校教職員などが管理・運営の担い手となる場合が少ない
- こどもの数が減少する中であっても、さまざまな種類のスポーツ・文化芸術活動等を経験できる機会の増加を図ることができる（≡こどもたちの「学び」の機会の確保への寄与）
- 自身で参加する活動を選択することにより、生徒の自主性・主体性の育成に寄与することができる

△課題点

- 本取組に対する、生徒の保護者や学校関係者への理解促進の必要性（「部活動の形を維持する」ことだけに囚われず、様々な形でこどものスポーツ・文化芸術活動への参加機会を確保していくことが重要）
- 生徒が参加することに対する、活動実施団体への理解促進の必要性

※市教育委員会として、多種多様な活動の情報収集・整理し、こどもたちを含めた多くの市民へ普及啓発を行う際により効果的、効率的な方法の検討

2. 活動内容の質を担保するため、市が「地域クラブ活動」に認定するための要件設定が必要。

要件なしに認定すると、次のようなリスク発生が懸念される

× 過剰な活動時間の設定・休養日を設けない活動

→参加する生徒の故障リスク増、学業との両立困難

× 参加者に対し、高額な費用の負担を求める活動

→営利目的や、実質的に参加者を選抜した活動となるおそれあり

× 代表者の知り合いしか参加できない活動（いわゆる「身内」のみでの集まりで、それ以外の参加者が入れない活動）

→広く参加者を受け入れを行っている、他の認定地域クラブとの整合性が確保できない 他にも、様々なリスクが考えられる。

○国が示している、標準的な地域クラブ活動の認定要件は次のとおり

1. 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かな幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
2. 適切な活動時間や休養日が設定されていること
(週2日以上 of 休養日の設定。活動時間は、平日は1日あたり2時間程度、休日は3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とするなど)
3. 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
4. 適切な指導の実施体制が確保されていること
5. 適切な安全確保の体制が確保されていること
6. 適切な運営体制が確保されていること
7. 学校等との連携が適切に行われていること

※要件ごとの詳細な確認事項は、令和7年12月文部科学省策定の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の「別冊資料① 地域クラブ活動に関する認定制度」別紙1に記載。

➤国の示す要件に則るとともに、実情に応じた個別要件の要否を十分検討するなど、中津市としての地域クラブ活動認定要件を考える必要あり。

令和8年度のスケジュール（予定）

○中津市部活動地域展開検討委員会

➤本日の第1回を含め、年度内に4～6回程度開催予定。

①第1回（7月13日）

【主な内容】

- 委員委嘱、委員長・副委員長の選任
- 部活動地域展開に関する事務局からの説明を通した、委員会での認識の共有
- 中津市における地域展開の方針の決定
- 事務局説明に対する質疑応答、意見交換

2回目以降で調査審議いただく予定の内容

①中津市部活動地域展開推進計画について

- ・部活動地域展開の方針や、具体的な取組の内容、スケジュール等について周知することを目的として、市町村等に対して策定が求められているもの。
- ・事務局で原案作成後、検討委員会内で内容について調査審議（意見を元にした内容修正）を行い、その他必要な諸手続を踏んで策定。

2回目以降で調査審議いただく予定の内容

②部活動地域展開に向けた必要例規の整備について

- ・ 学校部活動に代わり、中学生がスポーツ・文化芸術活動を実施する場となる「地域クラブ活動」の認定や、活動の中で指導を行う人材について認定等を行う制度の整備が必要となる。
- ・ 事務局で原案作成後、検討委員会内で内容について調査審議（意見を元にした内容修正）を行い、その他必要な諸手続を踏んで策定。

【現時点で策定が必要と想定されるもの】

- 中津市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱
- 認定地域クラブ活動指導者の登録（認定）制度
- 中津市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業に関する規定
- ※地域クラブ活動認定にあたり必要な団体規約・会則のひな型

第1回検討委員会で審議いただきたい内容

①中津市における今後の部活動地域展開の方針について

➤「休日のみ」を先行展開するのではなく、「休日と平日を並行して地域展開」を進める方針で進めて良いか。

※本資料の19ページ～21ページを参照。

※大分県内の市町村でも、それぞれで方針は異なっているが、休日での地域展開をベースに、可能な種目・団体から平日もあわせて展開を開始しているケースが多い。

②今後の検討委員会開催スケジュールについて

➤令和9年度からの部活動地域展開の本格的な着手に向けた準備のため、年4～6回の頻度で開催することで良いか。

○議題

1 部活動地域展開における国・県の検討状況

2 中津市における部活動地域展開の方針

3 質疑応答・意見交換